

○**森本委員** 財政悪化の要因について、少し方向を変えて質問をさせていただきます。

自治体財政の現状について大臣の認識、自治体の財政健全化に基づきまして、先ほど二〇〇七年度決算の内容が、暫定値が公表されました。その結果、普通会計で四十三の自治体が早期健全化基準以上に該当し、公営企業会計でも多くの自治体が経営健全化基準に該当することになったわけです。

近年、自治体財政が圧迫の度を増しているわけですが、そもそもこうなった理由はどこにあるのかといいますと、一九九〇年代に、地方債等を財源とする景気対策が相次いでなされた。国の経済政策が地方に協力を求められて、その結果として、きょう厳しい財政圧縮が求められるようになって、過去の元利償還金で少ない財源が費やされているというのが一番大きいと考えています。つまり、最終的な財源責任は自治体にあるわけですが、国の責任も極めて大きかったと私は言わざるを得ません。

九月末に早期健全化基準に該当した自治体について、ある調査でも、一九九〇年代の前半の普通建設事業費の急増と今日の公債費の急増が財政圧迫の要因であり、人件費水準は一定の水準を推移しているというような結果が出ておるわけであります。要するに、人件費の水準は直接的な財政圧迫要因にはなっていないのではということであります。にもかかわらず、現に、一部の自治体では、財政悪化を理由に人件費の削減が、六割もの自治体で独自の給与カットがなされておる事態。

このように、本当の要因は別のところにあるにもかかわらず、対策として真っ先に人件費が削られてしまうという、このことについて大臣の認識、そもそも自治体財政の悪化の原因をどう見られておるのか、国の責任についてどのような認識をされておるのか、お伺いをします。

○**鳩山国務大臣** あれは九月だったのででしょうか、財政健全化法の本格施行は来年度からですけれども、今の状況で当てはめるとこういうような自治体が早期健全化団体になりますよという一覧が出ました。そのときに、財政再建団体になるのは、夕張だけでなく、あと二つ三つぐらい指摘されておったのかなと、いろいろな指標を見ての数字だと思います。

先生がおっしゃっていることは、私は基本的に間違っていないと思います。もちろん、それぞれの地方自治体の運営のうまい、下手、失敗、それはいろいろあると思います。ですが、ここまで地方財政が悪化した原因は、早い話が、最初、冒頭にきょうも御議論があった、地方の一般的な収入が減った、地方税収や地方交付税が減ってきた、それは三位一体の影響ももちろんあるわけでございます。最近の景気低迷等によって、地方交付税の原資となる税の落ち込みも大きいということだと思います。それから、バブル経済崩壊後に、景気対策をそれぞれ地方もうんとやった。その地方債の元利償還金が圧迫をしているとい

うこと。それから、これは国、地方を通じて言えることは、義務的な社会保障の経費が増大をしておる。

これが国政絡みで実際に地方を非常に苦しめていて、したがって、人勧があり、人事委員会が、あれも勧告でしょうか、結論を出しても、それをさらに下回る賃金カットを地方公務員の方々が受け入れざるを得ない状況の中で、先ほどお示しいただいたように、地方の一般的な歳出がこの数年間で十何兆円も減っているという状況が起きている。そのことは我々はまず基本的にあるというふうに見ていかなくちやならない。

また、ラスパイレス指数を見ても随分下げてきているわけですから、地方の人件費は今や、そういう財政を不健全にしている主たる要素では全くあり得ない。それだけのスリム化あるいは賃金カットをやってきているというふうに思いまして、ほかの要素が中心となって、早期健全化とかそういうような指標にひっかかる場所が出てくるのかなというふうに思っております。

○**森本委員** 今、財政の運営がうまい下手ということも言われましたのですけれども、しかし、そこは自治体も横着かったというところも、それは一部にはあったと思うんです。しかし、建設の公共事業とか地域総合整備事業債、ほとんど交付税でもう次見たる見たろというような話の中で、どんどんこういう事業をされて、正直に国の方向どおり実行された町が実際苦労されておるといふ現実なんです。

ですから、そのところ、大臣もそのように、一〇〇%ではありませんが、私と同じような認識をさせていただいておりますので、この件につきましては次に進ませていただきます。

次に、財政健全化法では、財政悪化の状況に応じて、警告レベル、早期健全化基準と、深刻な状況に至った財政再生基準という二つの基準があります。そのうち、早期健全化基準がいわばイエローカード、財政再生基準がレッドカードのようなものと言えるかもしれません。

現実には何が起きているかといいますと、早期健全化基準以上に該当した自治体については、本来は、財政悪化が深刻な状況にならないように留意しながら、あくまでも自治体が自主的、主体的に財政健全化を行っていくべきものと思うのですが、実際には、財政基準に過剰に反応してしまって、必要な公共サービスまでも切り込まざるを得ない状況をもたらしてはいないかというふうに思っています。

大臣、早期健全化基準に際して、国のかかわり方についてどのような認識をお持ちでしょうか。

○**鳩山国務大臣** 私は、正直言って地方財政の専門家であったことが全くないわけですから、それほど詳しくはありませんので、例えば、実質赤字比率とか連結実質赤字比率あるいは実質公債費比率、将来負担比率、これのどれにひっかかるかによって、どれくらいひ

っかかるかによって、早期健全化あるいは財政再生団体というふうになるわけですから、その数字が妥当であるかどうかは、今まで専門家が決めてきたことであろうから、これは一応認めなければならぬと思っております。

これにひっかかってはいけないということで行政サービスを低下させるというようなことが起きるとするならば、それは非常に悲しいことであって、そういう例が物すごく多い、例えばこのどこかの基準の一つが厳し過ぎて、そのために行政サービスの質が落ちるといようなことが相次ぐというようなことであれば、当然見直すということは必要になってくると思いますが、今のところは、私は与えられた基準というものを見ながら考えて判断しているところでございます。

○**森本委員** このイエローカードの件については、やはり市町村の自主性、主体性にお任せを、自治体に任せていただくということが私は国の一番のとり道、方向だというふうに思わせていただいております。

次に、財政健全化法では、財政指数の算定式の分母が、地方税、地方交付税、地方譲与税等で構成される標準財政規模となっておるわけでありまして。標準財政規模の額も、特に地方交付税など、その年の国の財政施策の方針で大きく変わるものであり、地方自治体で劇的に増加させることはできません。本来ならば、税財源の国から地方への移譲が必要だと思うのですが、国の都合で借金が増加したり歳入が変化したりしては、自治体の努力では財政健全化は限られてしまうわけでありまして。

健全化法には、財政診断としての機能だけであり、早期健全化基準以上の自治体になっても財政措置は設けられておりません。再生振替特例債という制度はあるわけですが、元利償還の交付税措置はなく、単に地方債を発行できるのみであるわけでありまして。このため、必要以上に公共サービスを切り詰め、困難を伴う償還計画にならざるを得ず、実際に夕張市でも厳しい財政運営がなされております。

財政が深刻な状況に至っている自治体に対しては、今以上の財政措置の必要があると考えますが、特に、私は、今夕張は職員は半数以下の百数人になっておりますし、給料も六割、そして退職金も二十カ月、ですと恐らく五百万か六百万の退職金という、これは破格の額になってしまっておるわけでありまして。ですから、今一人がやめても、だれかに申しわけない、その仕事のウエートがいく。そんな厳しい中で、職員の皆さんが必死で今の財政規模、今の自治体を守ろうとしておりますが、私は、これは何年も続けば、十八年の償還とか、先の見えない、ある程度光が少しでも当たってこない、これは体ももたないし、自治体そのものももたないというふうを考えております。

ですから、そのところは、今大臣には、こうしたところには今後何らかの措置を考えていかないと、私は、地方そのものが、自治体そのものが崩壊していく。そのことについて、簡単で結構でございますのでコメントをいただきたいと思っております。

○**鳩山国務大臣** 私、夕張へ行きまして、大変風光明媚で、それこそ自然という財産は十

分に持っているところなのでありますが、炭鉱がああいう形で閉鎖されて住宅が残り、それを市が買い取り、また、人口の急減によって病院も一階しか使わないというような状態で、炭鉱がなくなったわけですから、これは他律的な、夕張市の市政の責任ではない、他から与えられた条件によって非常に苦勞しておるわけですから、こういうところをどうやって救うことができるかということは、それこそ先ほどの第三者委員会ではありませんが、温かく見詰める目を持つ必要があると思います。